

○国立市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する規則

平成25年2月28日議会規則第2号

国立市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例（平成25年2月28日条例第2号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費について必要な事項を定めるものとする。

(会派の結成届等)

第2条 議員が会派を結成したときは、その代表者は、会派結成（異動）届（第1号様式）を議長に提出しなければならない。届け出た事項に異動が生じたときも、同様とする。

2 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、議長を経由して市長に会派解散届（第2号様式）を提出しなければならない。

(交付申請)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、交付日の10日前までに、議長を経由して市長に政務活動費交付申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、申請した事項に変更が生じた場合は、議長を経由して市長に政務活動費交付変更申請書（第4号様式）を提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定により申請のあった会派について交付すべき政務活動費の額を決定し、政務活動費交付（変更）決定通知書（第5号様式）により当該会派の代表者に通知するものとする。

(交付請求)

第5条 前条の規定により交付の決定を受けた会派の代表者は、政務活動費の交付日の10日前までに、市長に対し、政務活動費交付請求書（第6号様式）を提出するものとする。

(収支報告書の様式)

第6条 条例第7条第1項の規定による収支報告書の様式は、政務活動費収支報告書（第7号様式）とする。

(収支報告書の写しの送付)

第7条 議長は、条例第7条の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(政務活動費の返還)

第8条 条例第8条に規定する政務活動費の残金が生じた場合について、会派の代表者は、収支報告書の提出と同時に当該残金を返還しなければならない。

(会計帳簿の整理保管)

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の収支について会計帳簿を整理し、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過するまで保管しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

(国立市議会の会派に対する市政調査費の交付に関する規則の廃止)

2 国立市議会の会派に対する市政調査費の交付に関する規則（平成13年2月国立市議会規則第1号）は廃止する。

(経過措置)

3 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に国立市議会の会派に対する政務活動費の交付に関する条例（平成25年2月国立市条例第2号）付則第2項の規定による廃止前の国立市議会の会派に対する市政調査費の交付に関する条例（平成12年12月国立市条例第51号）の規定により交付された市政調査費については、なお、従前の例による。

様式（省略）